

2. 各出張所等 別

< 足寄出張所 管内 >

足寄出張所管内 目 次

【Ⅰ はじめに】	-----	98
【Ⅱ 道路施設編】	-----	101
1. 道路の維持管理実施計画	-----	
(1)道路管理一覧	-----	102
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度実施計画」	-----	103
(3)路面整正(砂利道)・パトロール(夏期)地区区分図他	-----	105
【Ⅲ 河川施設編】	-----	107
1. 河川の維持管理実施計画		
(1)道管理河川一覧	-----	108
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度実施計画」	-----	109
(3)治水系パトロール実施区間図他	-----	113
【Ⅳ 砂防・地すべり・急傾斜施設編】	-----	115
1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画		
(1)砂防関係施設一覧	-----	116
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度実施計画」	-----	117
【Ⅴ 資料編】	-----	119
1. 管内関係機関	-----	120
2. 水防等資材保管一覧表	-----	121

I はじめに

【はじめに】

(1)管内の概況

足寄出張所管内は、本別町、足寄町、陸別町の3町からなっています。

十勝圏の北東部に位置し、西は大雪山国立公園に面し、東は阿寒国立公園（活火山の雌阿寒岳、神秘の湖オンネトー湖）を有すると共に釧路総合振興局に面し、北は網走オホーツク総合振興局に面しています。そして、この3町の中央を北から南に流れる一級利別川が縦貫している自然環境に恵まれた地域です。

総面積は約2,408.85km²(本別町391.91km²・足寄町1,408.04km²・陸別町608.90km²「国土地理院ホームページ全国都道府県市町村別面積調:令和5年10月1日現在」)を有し、管内の総人口は14,942人(本別町6,375人・足寄町6,350人・陸別町2,217人「住民基本台帳:令和5年1月1日現在」)です。

気候は、内陸性気候で降水量は少なく寒暖の差(真夏には30℃を超え、反面真冬は-30℃以下になる)が非常に大きいことから「70度の温度差のある町」と表現されたこともあります。3町の中で特に寒い陸別町では「日本一寒い町」として、毎年2月に「しばれフェスティバル」が開かれ、人気を集めています。

また、一年を通して晴天の日が多く降雪が少ない気候条件が認められ、自然エネルギーとしてのメガソーラー施設開発が盛んに進められています。

産業は開拓の時代から林業が盛んであるが、近年は農業及び酪農が増えてきています。

足寄出張所が管理する道路・河川等の現況は、道路の管理延長が19路線302.6km、河川管理延長が39河川530.2km、砂防・急傾斜の指定が13箇所113.2551haとなっています。

(2)所管区域

本別町・足寄町・陸別町

Ⅱ 道路施設編

(2)「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(帯広建設管理部 足寄出張所管内)

○道路パトロール業務(通常、定期、夜間、異常時)により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施
【道路】

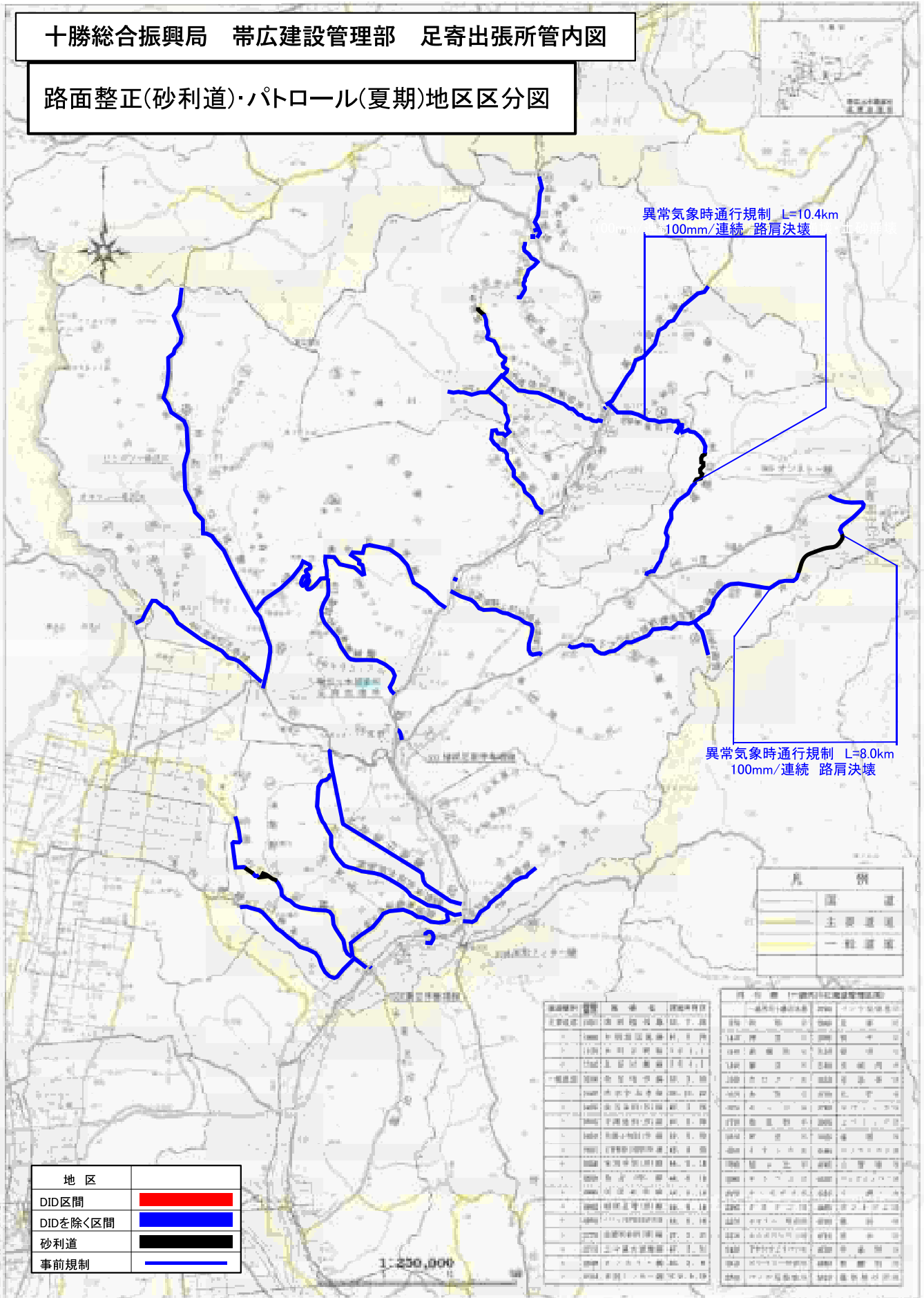
管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項等	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修 (橋梁補修)	橋梁補修	破損や劣化が確認された場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	○道路パトロール(定期)、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
		橋梁塗装	部分的な“われ”や“はがれ”があり、錆が著しく発生している場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	○道路パトロール(定期)、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
	施設補修 (トンネル等補修)	トンネル等補修	点検や早期の補修・修繕による措置を行い、長寿命化の取り組みを実施	○道路パトロール(定期)、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
予防管理型、 対症管理型	施設補修 (道路附属物(小規模附属物)補修・更新)	道路附属物(小規模附属物)補修・更新	定期点検による診断結果より、施設の長寿命化を図る。破損や劣化により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	○道路パトロール(定期)、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
対症管理型	施設補修 (路面等補修)	舗装補修 (パッチング)	局所的な穴ぼこや段差等の発生が見られ、走行車両に支障が生じる場合に実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
		路面補修 (オーバーレイ)	わだち、ひび割れ等の発生が面的にみられ、走行車両に支障が生じる又は生じる危険性がある場合に、路面状況に応じて実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
		路面整正(砂利道)	融雪後、走行車両に支障が生じる場合に実施します。その他、降雨等によりわだち掘れや穴ぼこ等が生じる場合に実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			砂利道区間及び事前通行規制区間
		崩土除去、倒木処理、 路肩法面補修	局所的な法面崩落、倒木、路肩崩壊等が発生した場合に、走行車両の通行確保のため、崩土除去や倒木処理、路肩法面補修等の応急的な対応	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
	施設補修 (作工物補修)	排水施設補修	破損や劣化により、排水施設がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修や更新を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
		交通安全施設補修	破損や劣化により、防護柵等がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を補修。また、照明の球切れ等は道路パトロール(夜間)結果に基づき実施			
	施設補修 (区画線)	区画線設置	路面の中央線や、片側2車線以上の境界線は、春先に交通安全上、運転者が確認できなくなる場合に塗り替え、またその他の区画線は交差点等、特に必要な箇所について実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
日常管理型	機能回復 (除草)	草刈り	交通安全上の支障が生じる場合に、市街地及び郊外地の通学路の草刈りは、一人で通学を始める小学1年生を想定し、上半身が確認できる程度の草丈に、通学路を除く郊外地は安全施設を確認できる程度の草丈を目安に管理	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			草刈図
		伐開	沿道において倒れる恐れがある立木や、倒木が人や車両の通行に支障が生じる場合に除去	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			

【道路】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項等	備考	参考資料 図面表示	
日常管理型	機能回復 (清掃)	路面清掃	春先、降雨のあとの土砂が飛散した時等、人や車、沿道に支障が生じる場合に、沿道状況などに応じて実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施		路面状況により=散水車+路面清掃車又は散水車(路面清掃車)	路面清掃図	
		法面等清掃	春先におけるゴミの散乱等により美観や環境に支障が生じた場合に実施、その他、ゴミの状況により排水施設に支障が生じる場合等にも、清掃を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施				
		排水施設清掃	土砂によって著しく塞がっている箇所を優先して清掃を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施				
	機能回復 (植栽管理)	樹木剪定	標識等が見えにくならないよう、また歩行者や車両の通行に支障が生じないように樹木毎に樹形を考慮し剪定を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施				
		冬囲い	道内観光のイメージアップに寄与する沿道の中低木は、雪害から樹木の育成を守るため、状況に応じて実施	○積雪時期迄に対象木をムシロ・縄等で囲う。				
必要経費	施設維持	機械購入修理費	管理車両の更新修理のための必要経費	○路面清掃車、草刈り機械などの修理				
		車庫等整備	管理車両の車庫等更新修理のための必要経費	○管内の車庫等の雨漏り補修他				
		道路附属施設等経費	照明灯等の電気料金や、トンネル非常用設備等の電話料金、通信料金等	○照明の節電対象路線拡大を検討				
	施設維持 (道路附属)	道路附属施設の保守点検・補修	気象観測収集装置やトンネルの非常用設備は老朽化や欠損による不具合が生じないように、定期的な点検と機器の補修を実施	○委託業務により保守点検を実施				

十勝総合振興局 帯広建設管理部 足寄出張所管内図

路面整正(砂利道)・パトロール(夏期)地区区分図



異常気象時通行規制 L=10.4km
 100mm/連続 路肩決壊

異常気象時通行規制 L=8.0km
 100mm/連続 路肩決壊

凡 例	
	国 道
	主要 道 道
	一 般 道 道

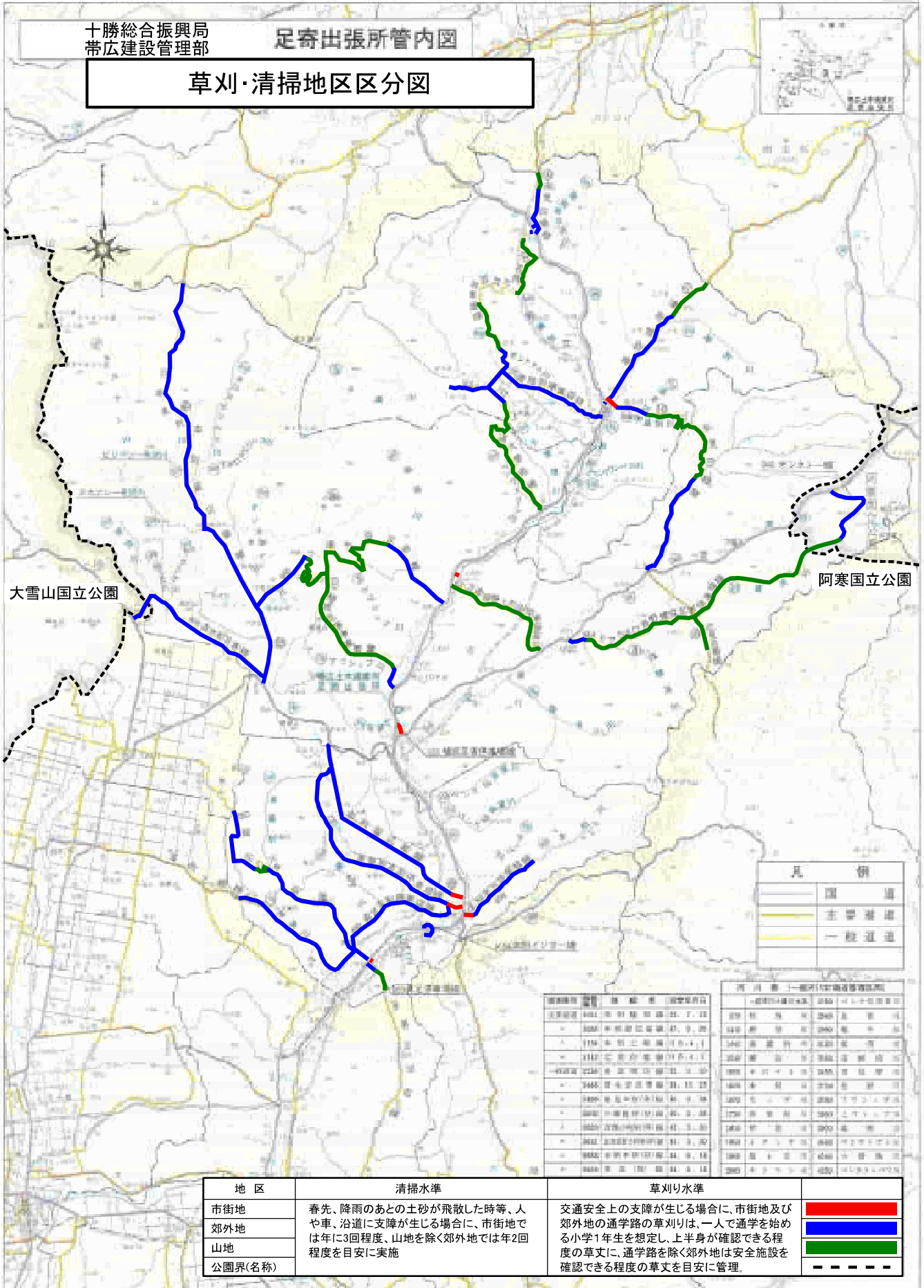
地 区	
DID区間	
DIDを除く区間	
砂利道	
事前規制	

路線種別	区間	管 轄 名	道路種別	区 間	管 轄 名
主要道	1001	帯広市道	市道	1001	帯広市道
	1002	帯広市道	市道	1002	帯広市道
	1003	帯広市道	市道	1003	帯広市道
	1004	帯広市道	市道	1004	帯広市道
	1005	帯広市道	市道	1005	帯広市道
	1006	帯広市道	市道	1006	帯広市道
	1007	帯広市道	市道	1007	帯広市道
	1008	帯広市道	市道	1008	帯広市道
	1009	帯広市道	市道	1009	帯広市道
	1010	帯広市道	市道	1010	帯広市道
一般道	2001	帯広市道	市道	2001	帯広市道
	2002	帯広市道	市道	2002	帯広市道
	2003	帯広市道	市道	2003	帯広市道
	2004	帯広市道	市道	2004	帯広市道
	2005	帯広市道	市道	2005	帯広市道
	2006	帯広市道	市道	2006	帯広市道
	2007	帯広市道	市道	2007	帯広市道
	2008	帯広市道	市道	2008	帯広市道
	2009	帯広市道	市道	2009	帯広市道
	2010	帯広市道	市道	2010	帯広市道

十勝総合振興局
 帯広建設管理部

足寄出張所管内図

草刈・清掃地区区分図



大雪山国立公園

阿寒国立公園

凡 例	
	国 道
	主要道
	一般道

道路種別	種 別	管理年度	西 河 内 一 帯 河 川 沿 道 草 刈 管 理 課 管 理 区 間
国道	1001 旭川市道 25. 7. 15	2020	旭川市道 25. 7. 15
市街地	1002 旭川市道 27. 9. 20	2020	旭川市道 27. 9. 20
市街地	1174 旭川市道 28. 4. 1	2020	旭川市道 28. 4. 1
市街地	1181 旭川市道 29. 4. 1	2020	旭川市道 29. 4. 1
市街地	4020 旭川市道 31. 3. 30	2020	旭川市道 31. 3. 30
市街地	1003 旭川市道 32. 11. 25	2020	旭川市道 32. 11. 25
市街地	1004 旭川市道 33. 9. 20	2020	旭川市道 33. 9. 20
市街地	1005 旭川市道 34. 9. 20	2020	旭川市道 34. 9. 20
市街地	1006 旭川市道 35. 9. 20	2020	旭川市道 35. 9. 20
市街地	1007 旭川市道 36. 9. 20	2020	旭川市道 36. 9. 20
市街地	1008 旭川市道 37. 9. 20	2020	旭川市道 37. 9. 20
市街地	1009 旭川市道 38. 9. 20	2020	旭川市道 38. 9. 20
市街地	1010 旭川市道 39. 9. 20	2020	旭川市道 39. 9. 20
市街地	1011 旭川市道 40. 9. 20	2020	旭川市道 40. 9. 20
市街地	1012 旭川市道 41. 9. 20	2020	旭川市道 41. 9. 20
市街地	1013 旭川市道 42. 9. 20	2020	旭川市道 42. 9. 20
市街地	1014 旭川市道 43. 9. 20	2020	旭川市道 43. 9. 20
市街地	1015 旭川市道 44. 9. 20	2020	旭川市道 44. 9. 20
市街地	1016 旭川市道 45. 9. 20	2020	旭川市道 45. 9. 20
市街地	1017 旭川市道 46. 9. 20	2020	旭川市道 46. 9. 20
市街地	1018 旭川市道 47. 9. 20	2020	旭川市道 47. 9. 20
市街地	1019 旭川市道 48. 9. 20	2020	旭川市道 48. 9. 20
市街地	1020 旭川市道 49. 9. 20	2020	旭川市道 49. 9. 20
市街地	1021 旭川市道 50. 9. 20	2020	旭川市道 50. 9. 20

地区	清掃水準	草刈り水準	
市街地	春先、降雨のあとの土砂が飛散した時等、人や車、沿道に支障が生じる場合に、市街地では年に3回程度、山地を除く郊外地では年2回程度を目安に実施	交通安全上の支障が生じる場合に、市街地及び郊外地の通学路の草刈りは、一人で通学を始める小学1年生を想定し、上半身が確認できる程度の草丈に、通学路を除く郊外地は安全施設を確認できる程度の草丈を目安に管理。	
郊外地			
山地			
公園界(名称)			

Ⅲ 河川施設編

1. 河川の維持管理実施計画

(1) 道管理河川一覧(足寄出張所管内)

(km)

級種	水系名	河川名	市町村名	管理区間延長
1	十勝川	利別川	本別町・足寄町・陸別町	85.6
		押帯川	本別町	8.5
		美蘭別川	本別町	16.5
		蘭辺川	本別町	5.6
		ホロナイ川	本別町	1.8
		本別川	本別町	8.3
		モップ川	本別町	2.0
		美里別川	本別町・足寄町	70.0
		芽登川	足寄町	17.0
		イクシナ川	足寄町	3.5
		旭ヶ丘川	足寄町	1.3
		キトウシ川	足寄町	10.5
		オンネナイ川	足寄町	5.2
		ヌカナン川	足寄町	14.5
		ヌカナン一号沢川	足寄町	0.4
		ホロカビリベツ川	足寄町	11.0
		下ホロカビリベツ川	足寄町	2.0
		ビリベツ一号沢川	足寄町	0.1
		パンケ仙美里川	本別町	11.0
		ペンケ仙美里川	本別町	6.5
		足寄川	足寄町	51.6
		稲牛川	足寄町	15.5
		螺湾川	足寄町	31.5
		茂螺湾川	足寄町	5.8
		茂足寄川	足寄町	13.0
		佐野川	足寄町	1.9
		下ワシップ川	足寄町	5.0
		上ワシップ川	足寄町	5.5
		塩幌川	足寄町	10.0
		ペンケトブシ川	足寄町	6.0
		大誉地川	足寄町	5.5
		ペンケクンベツ川	陸別町	8.0
		斗満川	陸別町	25.0
		ポントマム川	陸別町	10.0
		陸別川	陸別町	15.6
		清水川	陸別町	7.5
		宇遠別川	陸別町	2.0
		勲彌別川	陸別町	23.5
		陸別熊の沢川	陸別町	6.0
	計	1水系39河川		530.2

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(帯広建設管理部 足寄出張所管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見または予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施します。

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修	樋門・樋管点検整備	予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷、操作を行う管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価を行う。また、必要に応じてゲートの開閉に支障のないよう保守整備	○年次計画に沿ってR6年度(2024年度)対象となる樋門の定期点検を実施すると共に、必要に応じてゲートの開閉に支障のないようにグリスアップや故障機器の交換など簡易な保守整備 ○エンジン式動力ゲート樋門は、年次点検の実施、試験運転による機器の修理、調整 ○予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷や操作する管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価調査を行い、樋門台帳に記録管理			
		樋門・樋管補修	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部分の重要性や目視健全度評価の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながら補修を実施	○出水期前に点検を行い、機能障害箇所の補修を実施 ○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や機能低下が認められるものや著しいものから補修を実施 ○見易い量水標の設置(蛍光板、大文字、操作水位標など)			
		樋門・樋管再塗装	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部分の重要性や目視健全度評価等の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながらゲート等の金属機器の再塗装を実施	○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や腐食が認められるものや著しいものから再塗装を実施			
		堰・排水機場等補修	定期点検等の結果による診断を踏まえて健全度を評価し、必要に応じて整備・更新を行い施設の必要な機能を確保	○北海道河川管理施設点検要領(堰・水門・排水機場編)に基づき、定期点検を実施 ○点検結果に応じて健全度評価を実施し、点検・整備総括表及び機器リストを用いて、点検・評価結果を記録管理するとともに、必要に応じて補修を実施			
対症管理型	施設補修	堤防補修	堤防の機能が低下する恐れがある沈下やひび割れ等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、その状態から堤防の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤防の状況を把握し、必要に応じて補修 ○堤防を散策路や親水目的として利用している箇所の安全点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は必要に応じ市町村等と連携して実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課HPで公表	【河川施設安全点検結果HPアドレス】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenka/home/anzenriyoutenken/index_anzen.html	
		護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、コンクリートの劣化、沈下等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親しむ利用を目的とした区域や施設に設置されている護岸の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は必要に応じ市町村等と連携して実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課HPで公表	【河川施設安全点検結果HPアドレス】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenka/home/anzenriyoutenken/index_anzen.html	
		床止補修	床止の機能が低下する恐れのある床止本体及び護岸の沈下、変形などの変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより床止の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親しむ利用を目的とした区域や施設に設置されている床止の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は必要に応じ市町村等と連携して実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課HPで公表	【河川施設安全点検結果HPアドレス】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenka/home/anzenriyoutenken/index_anzen.html	
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修 ○市街地などで住民などが河川へ転落するなどの事故防止のために設置している転落防止柵の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は必要に応じ市町村等と連携して実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課HPで公表	【河川施設安全点検結果HPアドレス】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenka/home/anzenriyoutenken/index_anzen.html	
		堤内排水路補修	堤内排水路の状態から、土砂の堆積、法面崩壊や法面保護工が損傷し、明らかに排水機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤内排水路の状況を把握し、必要に応じて補修			
		標識設置	老朽化、腐食、損傷により標識の脱落、倒壊の危険や文字等の判読ができなくなっている場合に、補修等を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修			

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
日常管理型	河川機能回復	低水路整理	河道内に土砂が異常堆積し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫の原因となる恐れのある場合に、堆積土砂を除去	<ul style="list-style-type: none"> ○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて堆積土砂を除去 ○洪水後に河道状況を確認して、次の洪水に備えるための状態を把握するとともに、必要に応じて堆積土砂を除去 			
		河口掘削	河口に堆積した土砂が、洪水流を阻害し、氾濫被害や水位上昇による周辺の冠水、魚類が遡上できないなどの原因となる恐れがある場合に、河口掘削を実施	<ul style="list-style-type: none"> ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河口の状況を把握し、必要に応じて河口掘削を実施 ○波浪や高潮などの異常気象時は、河口状況の監視を強化し、緊急対応できる体制をとる 			該当なし
		結氷除去	融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害、また、樋門等の吞吐口等の結氷閉塞による排水不能による冠水被害が生じる恐れがある場合に、河道内の結氷を除去	<ul style="list-style-type: none"> ○冬期間パトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷等を除去 ○北海道融雪災害対策箇所の対象河川について、3月以降融雪災害が発生しないように、市町村と連携して必要な箇所の結氷除去 	○要注意河川として利別川(陸別町)を監視	○融雪災害危険箇所 ・利別川(陸別町道陸別橋から国道242号陸別橋まで)	「北海道の融雪災害対策」参照 要注意河川明示(パトロール図)
		流木除去	河道内や橋脚に流木が堆積し、河川阻害による洪水被害の発生や海岸等への流出による漁業被害の発生の恐れがある場合に、除去	<ul style="list-style-type: none"> ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて流木を除去 ○海岸等への流出による定置網等への被害の発生の恐れがある場合に、市や漁業協同組合と連絡を密にして、必要な箇所の流木を除去 			
河川区域維持	河川区域伐開	河道内に樹木が繁茂し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫となる恐れのある場合に、生物の生息・生育環境や景観に配慮しながら伐開を実施します。また、樹木により堤防や樋門などの施設の機能が低下又は失われる状態となる場合に、伐開を実施	<ul style="list-style-type: none"> ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を実施 ○「市民団体協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等への周知、計画的な伐開を検討 ○伐木材の再資源化等への利用を検討 				
	再生資源等処理	河川区域に放置されたブロック等の再利用可能な資材の一時保管場所までの搬送及び保管場所の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域の状況を把握し、放置されたブロック等を撤去して保管場所に保管 				
	その他	不法投棄物の処理、害虫駆除(薬剤散布)、親水施設等の清掃、補修、規制看板補修等を実施	<ul style="list-style-type: none"> ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域や親水施設の状況を把握し、必要に応じて対策を実施 ○洪水等による災害発生の防止のため、不法投棄物を発見した場合、処理するとともに不法行為を防止するための対策を実施 ○害虫の発生による河川周辺への影響や親水区域の河川施設等の利用に支障が生じる状況の場合、必要に応じて措置 ○親水施設については、安全利用点検(GW前)を実施し、施設の損傷や機能の低下、危険な状況の場合、応急措置を行うとともに、必要に応じて措置 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用施設安全点検結果公表中 ○不法投棄防止対策連絡協議会において大樹町、広尾町地区の不法投棄パトロールを実施 			

【河川】

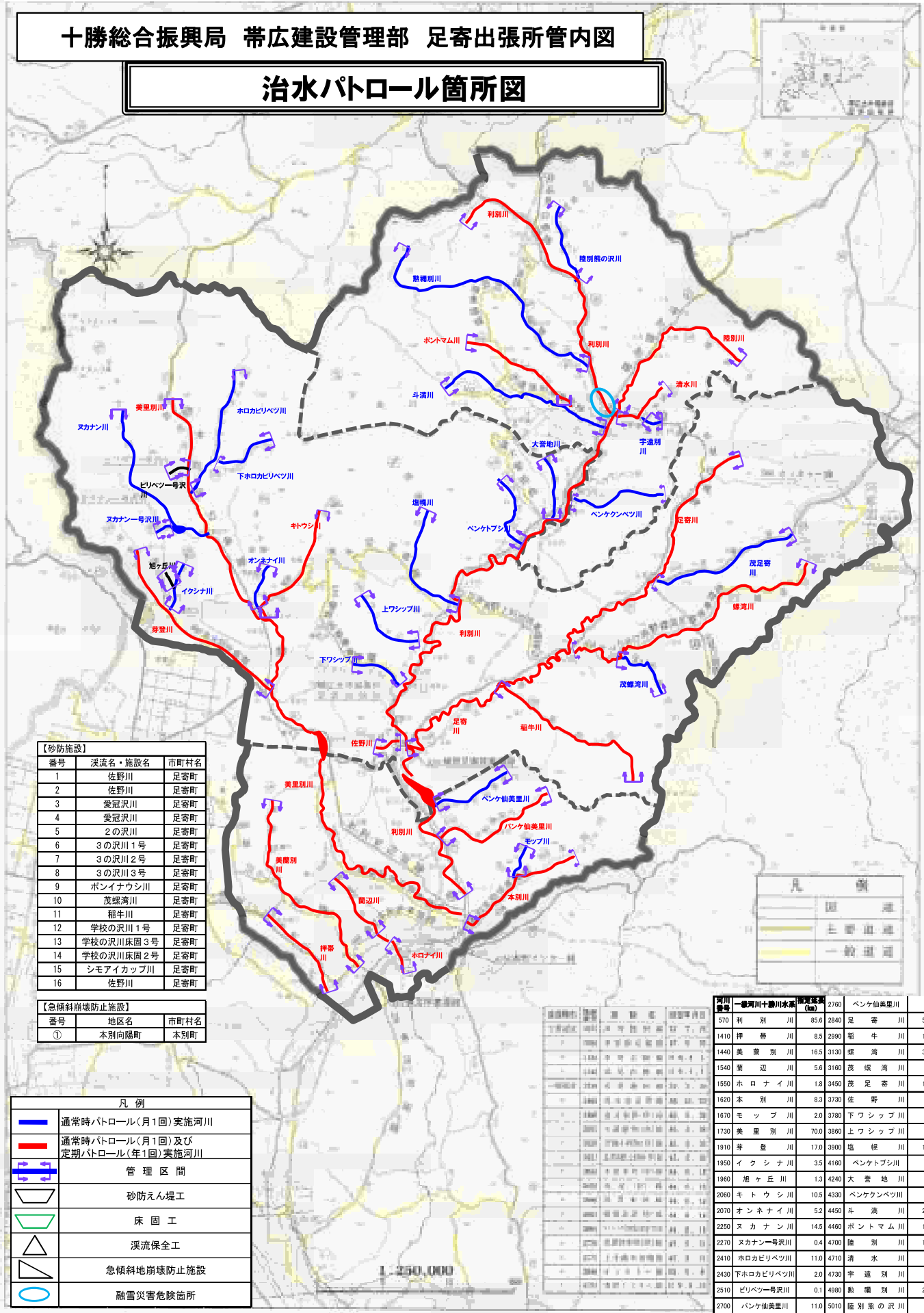
管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
除草	水防上、環境上、特に重要な区間(重要水防区間、DID隣接区間、水位周知区間、水防警報区間)	重要水防区間や水位周知区間、水防警報区間、DID(人口集中地区)隣接区間等の水防上、特に注意を要する重要な箇所、堤防の点検、不法行為や利用状況の監視、及び河川管理施設の巡視・点検等のため、堤防法面及び管理用道路の草刈りを年1回出水期前に実施	重要水防区間や水位周知区間、水防警報区間、DID(人口集中地区)隣接区間等の水防上、特に注意を要する重要な箇所、堤防の点検、不法行為や利用状況の監視、及び河川管理施設の巡視・点検等のため、堤防法面及び管理用道路の草刈りを年1回出水期前に実施	<p>○洪水による災害の発生の防止のための堤防の状態把握を目的とした堤防点検を行うため、出水期前に堤防、管理用通路の草刈りを実施</p> <p>○刈草は河川流出や周辺環境への影響がある場合は、刈草して処理</p> <p>○「市民団体の協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等へ周知すると共に計画的な草刈りを実施</p> <p>○河川巡視、点検などの支障と成らないよう、堤防や管理用通路の植生の繁茂状況等により必要に応じて草刈りを実施</p>			除草区間明示
	上記以外の区間	上記以外の河川整備済区間で河川の巡視、点検や適切な維持管理を行うために支障とならないように、堤防法面や管理用通路の植生の繁茂状況等により、必要に応じて出水期前に草刈りを実施	上記以外の河川整備済区間で河川の巡視、点検や適切な維持管理を行うために支障とならないように、堤防法面や管理用通路の植生の繁茂状況等により、必要に応じて出水期前に草刈りを実施				
	周辺環境	病害虫発生の抑止、周辺環境保持の観点から、必要に応じて草刈りを実施	病害虫発生の抑止、周辺環境保持の観点から、必要に応じて草刈りを実施	○市街地や河川利用箇所等で周辺環境の保持、病害虫発生の抑制など、必要に応じて草刈りを実施			
環境施設の機能回復	低々水路の機能保持	土砂堆積により低々水路の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去	土砂堆積により低々水路の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、低々水路機能に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去			
	魚道の機能保持	土砂堆積や異常洗掘により、魚道の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去	土砂堆積や異常洗掘により、魚道の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚道に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去			
	魚巣護岸の機能保持	土砂堆積や異常洗掘等により、魚巣護岸の機能が低下又は失われている状態の場合、土砂等を除去するなどにより機能回復する	土砂堆積や異常洗掘等により、魚巣護岸の機能が低下又は失われている状態の場合、土砂等を除去するなどにより機能回復する	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚巣護岸に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去			
	環境施設の機能保持	親水施設や魚巣護岸の劣化や損傷、土砂堆積や流木により、施設の機能や利用に支障が生じている場合に、土砂等を除去	親水施設や魚巣護岸の劣化や損傷、土砂堆積や流木により、施設の機能や利用に支障が生じている場合に、土砂等を除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等が損傷、土砂等が堆積している場合、必要に応じて補修、土砂等を除去			
その他河川区域の環境管理	河畔樹木の育成など	良好な水辺環境の創出を目指して河川区域内に植樹された樹木及び河畔樹木を剪定、下草刈りし、水辺環境の保全を図る。また、環境整備や親水整備された施設等の小規模な補修や清掃を行い、利用者の安全を確保	良好な水辺環境の創出を目指して河川区域内に植樹された樹木及び河畔樹木を剪定、下草刈りし、水辺環境の保全を図る。また、環境整備や親水整備された施設等の小規模な補修や清掃を行い、利用者の安全を確保	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等について利用者の安全確保のため必要に応じて施設補修や清掃を実施			
				○出水期前の一斉点検を行い、必要に応じて施設補修や清掃を実施 ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河畔樹木等の状況を把握し、必要に応じて剪定、下草刈りを実施			

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示	
必要経費	付属施設補修	水文施設補修	老朽化や欠損等による観測データの欠測等の不具合が生じた場合に、観測・通信機器の補修、部品交換を実施	○別途保守点検を業務委託し、年点検実施 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応 ※「川の防災情報」に水位、雨量の情報を提供				
	施設維持	可動堰等施設維持運営費	施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費	○建管管理施設は、保守点検、操作運営規則等で管理 ○市町村等へ管理委託している施設は、協定書等に基づいて点検、運営管理			該当施設なし	
		排水機場	施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費	○建管管理施設は、保守点検、操作運営規則等で管理 ○市町村等へ管理委託している施設は、協定書等に基づいて点検、運営管理			該当施設なし	
	河川区域維持	水防資材等購入	洪水時や地震による護岸等の損傷、沈下が発生した時に、流水から保護するためのシートや土のう等の水防資材や油流出事故に使用する油吸着マット等について、前年度使用した分の補充や有効期間が超過した資材を交換し、必要量備蓄する経費	○危機管理として洪水や地震等で損傷した施設や河道の維持を応急対応するために必要な資材、水質事故等に使用する油吸着マット等の必要量を保管し、台帳管理			水防等資材保管一覧表 (別途資料)	
	樋門(管)操作委託料			出水時の樋門、樋管のゲート操作及び平常時における定期点検を地元市町村等へ委託する固定経費	○市町村で管理人を傷害保険へ加入契約			
			定期点検操作委託料	樋門(管)の適切な機能保全を行うため、出水期前を始めて目視やゲート操作による設備各部の機能について定期点検を行う経費	○定期点検は出水期前の4月、出水期の7~10月の各月に実施することとしていますが、出水期前の点検は、各現地の実情により実施日を決定 ○年度当初の委託契約時に点検整備に必要な消耗品等の確認、操作に必要な器具等の確認報告を市町村から報告し、必要な物品等を建設管理部から支給 ○定期点検の記録表は翌月5日までに提出			
			臨時操作・巡回委託料	大雨出水時に巡回及び必要に応じて樋門ゲート操作を行い、外水の遮断と内水排除を行う経費	○市町村が行う巡回、操作に関する記録表は速やかに提出させる ○臨時操作に伴い必要な点検整備を実施した場合は、点検整備記録表を速やかに提出させる			

十勝総合振興局 帯広建設管理部 足寄出張所管内図

治水パトロール箇所図



【砂防施設】		
番号	溪流名・施設名	市町村名
1	佐野川	足寄町
2	佐野川	足寄町
3	愛冠沢川	足寄町
4	愛冠沢川	足寄町
5	2の沢川	足寄町
6	3の沢川1号	足寄町
7	3の沢川2号	足寄町
8	3の沢川3号	足寄町
9	ボンイナウシ川	足寄町
10	茂塚湾川	足寄町
11	稲牛川	足寄町
12	学校の沢川1号	足寄町
13	学校の沢川床固3号	足寄町
14	学校の沢川床固2号	足寄町
15	シモアイカップ川	足寄町
16	佐野川	足寄町

【急傾斜地崩壊防止施設】		
番号	地区名	市町村名
①	本別向陽町	本別町

凡例	
	通常時パトロール(月1回)実施河川
	通常時パトロール(月1回)及び定期パトロール(年1回)実施河川
	管理区間
	砂防えん堤工
	床固工
	溪流保全工
	急傾斜地崩壊防止施設
	融雪災害危険箇所

河川番号	河川名	測定長さ(km)	2760	ベンケ仙美里川	6.5
570	利別川	85.6	2840	足寄川	51.6
1410	押帯川	8.5	2990	稲牛川	15.5
1440	美節別川	16.5	3130	茂塚湾川	31.5
1540	菊辺川	5.6	3190	茂塚湾川	5.6
1550	ホロナイ川	1.8	3450	茂足寄川	13.0
1620	本別川	8.3	3730	佐野川	1.9
1670	モップ川	2.0	3780	下ワシツ川	5.0
1730	美里別川	70.0	3860	上ワシツ川	5.5
1910	芽登川	17.0	3990	塩樺川	10.0
1950	イクシナ川	3.5	4160	ベンケトブシ川	6.0
1960	旭ヶ丘川	1.3	4240	大塚地川	5.5
2060	キトウシ川	10.5	4330	ベンケクベツ川	8.0
2070	オシネナイ川	5.2	4450	斗満川	25.0
2250	スカナン川	14.5	4460	ボントマム川	10.0
2270	スカナン号沢川	0.4	4700	陸別川	15.6
2410	ホロカビベツ川	11.0	4710	清水川	7.5
2430	下ホロカビベツ川	2.0	4730	宇遠別川	2.0
2510	ピリベツ号沢川	0.1	4980	勸福別川	23.5
2700	バンケ仙美里川	11.0	5010	陸別川の沢川	6.0

IV 砂防・地すべり・急傾斜編

1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画

(1) 砂防関係施設一覧

砂防整備

番号	水系名	施設・河川名	工種	施工年度	市町村名	砂防指定地		備考	
						告示年月日	番号		
1	十勝川	佐野川	砂防堰堤	S61～S62	足寄町	1	S61.9.8	1489	
2		佐野川	流路工	H8～H10		2	H9.12.4	2276	
3		愛冠沢川	砂防堰堤	S63～H1	足寄町	3	S63.7.21	1600	
4		愛冠沢川	床固工	S63～H1					
5		2の沢川	砂防堰堤	S61～H3	足寄町	4	S61.10.28	1715	
6		3の沢川1号	砂防堰堤	H6～H8	足寄町	5	H3.7.18	1386	
7		3の沢川2号	砂防堰堤	H6～H8					
8		3の沢川3号	砂防堰堤	H9～H11	足寄町				H11.2.12
9		ポンイナウシ川	砂防堰堤	H2～H5	足寄町	6	H3.3.12	521	
10		茂螺湾川	砂防堰堤	H4～H8	足寄町	7	H5.3.2	491	
11		稲牛川	砂防堰堤	H6～H10	足寄町	8	H7.10.9	1747	
12		学校の沢川1号	砂防堰堤	H17～H19	足寄町	9	H18.11.14	1375	
13		学校の沢川床固3号	床固工	H20	足寄町	10	H19.12.25	1676	
14		学校の沢川床固2号		H21					
15		シモアイカップ川	砂防堰堤	H22～H26	足寄町	11	H24.2.13	161	
16		佐野川	床固工	H8～H10	足寄町	13	H9.12.4	2278	

急傾斜地崩壊防止施設

番号	地区名	市町村名	備考
1	本別向陽町	本別町	

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「令和6年度(2024年度)実施計画」(帯広建設管理部 足寄出張所管内)

○ 施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施します。

【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	令和6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修	砂防関係施設補修	砂防堰堤等の砂防設備、集水井工等の地すべり防止施設、土留柵工等の急傾斜地崩壊防止施設等について、必要に応じ施設点検を行い、計画的に修繕・更新等を実施	○出水期前の点検及びパトロールにより砂防関係施設の状況を把握し、施設の長寿命化を図るため、劣化の進行する前に必要に応じて補修を行う			
対症管理型	施設補修	護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
		法面補修	法面の機能が低下する恐れのある沈下、浮き上がり等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて補修を行う □			
		排水施設補修	接合部のズレ、破損等により排水されなければならない水の大部分が地下に浸透し、排水機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて補修を行う □			
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修を行う □			
		標識補修	標識の脱落、倒壊の危険や文字等が判読出来なくなっている場合に対処	○パトロールにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
		管理用道路補修	不陸、雨裂等により通行に支障が生じる場合に対処	○パトロールにより管理用道路の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
日常管理型	施設機能回復	土砂等除去	土砂等が堆積し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合に除去	○出水期前の点検及びパトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う □			
		流木等除去	施設の機能に支障が生じるような流木等が堆積した場合に除去	○出水期前の点検及びパトロールにより魚道の状況を把握し、必要に応じて流木等の除去を行う □			
		結氷除去	融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害が生じる恐れがある場合に除去	○パトロールにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷除去を行う			
		塵芥処理	施設の機能に支障が生じるような不法投棄物が発見された場合に処理	○パトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて塵芥処理を行う			

【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	令和6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
		崩土除去	斜面崩壊で崩土防止柵に土砂が堆積し、施設の機能が低下した場合に除去	○パトロールにより崩土の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う			
		排水施設清掃	土砂等が堆積し、排水の機能に支障が生じる場合に清掃等を実施	○パトロールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて清掃等を実施する			
		法面除草	人家と接近している箇所では草本類が繁茂し、病虫害発生等の抑止、周辺環境保持の観点から支障が生じる場合に、概ね屋根の高さを目安に草刈りを実施	○パトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて草刈り等を実施する			
		河道内伐開	樹木等が繁茂し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合や施設管理上で支障となる場合に除去	○パトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を行う			
必要経費	維持施設	情報基盤観測機器保守点検・運用費	地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守点検費用	○雨量計等の観測・監視設備を1回/年保守点検 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応			
		土砂災害警戒情報システム運用費	地域住民の警戒避難に資する「土砂災害警戒情報」を気象台と建設管理部が共同で作成・発表するため必要となるシステム運用経費	○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応する			
		地すべり情報通報システム保守点検運用費	地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守点検費用	○伸縮計等の観測・監視設備を1回/年保守点検 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応			

V 資料編

1. 管内関係機関

機 関 名	住 所	電 話 番 号
(国の関係機関)		
帯広開発建設部	帯広市西5条南8丁目	0155-24-2901
帯広開発建設部 足寄道路事務所	足寄町栄町1丁目43番地	0156-25-2601
(道の関係機関)		
十勝総合振興局 総合案内	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9005
十勝総合振興局 帯広建設管理部 地域調整課	帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9099
十勝総合振興局 帯広建設管理部 事業課	帯広市東3条南3丁目1番地 十勝総合振興局	0155-26-9263
十勝総合振興局 帯広建設管理部 鹿追出張所	河東郡鹿追町南町1丁目54	0156-66-2301
十勝総合振興局 帯広建設管理部 大樹出張所	広尾郡大樹町鏡町1-6	01558-6-3141
十勝総合振興局 帯広建設管理部 足寄出張所	足寄郡足寄町下愛冠3丁目6-2	0156-25-3154
十勝総合振興局 帯広建設管理部 浦幌出張所	十勝郡浦幌町字万年286-13	015-576-2132
(市町村の関係機関)		
本別町	中川郡本別町北2丁目	0156-22-8128
足寄町	足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1	0156-25-2141
陸別町	足寄郡陸別町陸別東1-3-1	0156-27-2141
(その他の関係機関)		
本別警察署	中川郡本別町北1丁目4番20	0156-22-0110
池北三町行政事務 組合消防本部	足寄郡足寄町北1条4丁目52	0156-25-3601

